

健康保険 被保険者資格喪失届

令和 5年 7月 25日提出

常務理事	事務局長	事務局次長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係

提出者記入欄	健康保険被保険者証の記号	2095
	厚生年金保険事業所整理記号	事業所番号
	事業所所在地	〒〇×△-XXXX 千代田区岩本町 X-X-X
	事業所名称	株式会社〇×出版
	事業主氏名	代表取締役 千代田太郎
電話番号	03 (3292) XXXX	

受付印

社会保険労務士記載欄
氏名等

被保険者 1	① 保険証の番号 (年金整理番号)	151	② 氏名 (フリガナ)	ケンボ	(英)	ハナコ	③ 生 年 月 日	⑤ 昭和	年	月	日
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	2枚目 (年金機構分) に個人番号等をご記入ください		⑤ 喪失年月日	9. 令和	年	月	日	⑥ 喪失 (不該当) 原因	④ 退職等 (令和 5年 7月 20日退職等)	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
	⑦ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他		⑥ 70歳不該当	厚生年金保険70歳以上被用者不該当の場合は、2枚目をご記入ください		⑧ 組合使用欄	標準報酬月額	健	280	千円
							保険証回収区分	① 添付	2. 返不能	3. 滅失	

被保険者 2	① 保険証の番号 (年金整理番号)		② 氏名 (フリガナ)		(英)		③ 生 年 月 日	5. 昭和	年	月	日
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	2枚目 (年金機構分) に個人番号等をご記入ください		⑤ 喪失年月日	9. 令和	年	月	日	⑥ 喪失 (不該当) 原因	4. 退職等 (令和 年 月 日退職等)	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
	⑦ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他		⑥ 70歳不該当	厚生年金保険70歳以上被用者不該当の場合は、2枚目をご記入ください		⑧ 組合使用欄	標準報酬月額	健		千円
							保険証回収区分	1. 添付	2. 返不能	3. 滅失	

被保険者 3	① 保険証の番号 (年金整理番号)		② 氏名 (フリガナ)		(英)		③ 生 年 月 日	5. 昭和	年	月	日
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	2枚目 (年金機構分) に個人番号等をご記入ください		⑤ 喪失年月日	9. 令和	年	月	日	⑥ 喪失 (不該当) 原因	4. 退職等 (令和 年 月 日退職等)	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
	⑦ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他		⑥ 70歳不該当	厚生年金保険70歳以上被用者不該当の場合は、2枚目をご記入ください		⑧ 組合使用欄	標準報酬月額	健		千円
							保険証回収区分	1. 添付	2. 返不能	3. 滅失	

被保険者 4	① 保険証の番号 (年金整理番号)		② 氏名 (フリガナ)		(英)		③ 生 年 月 日	5. 昭和	年	月	日
	④ 個人番号 (基礎年金番号)	2枚目 (年金機構分) に個人番号等をご記入ください		⑤ 喪失年月日	9. 令和	年	月	日	⑥ 喪失 (不該当) 原因	4. 退職等 (令和 年 月 日退職等)	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
	⑦ 備考	該当する項目があれば○をしてください。 1. 二以上事業所勤務者の喪失 2. 退職後の継続再雇用者の喪失 3. その他		⑥ 70歳不該当	厚生年金保険70歳以上被用者不該当の場合は、2枚目をご記入ください		⑧ 組合使用欄	標準報酬月額	健		千円
							保険証回収区分	1. 添付	2. 返不能	3. 滅失	

月分保険料(月告知書発送)で計算します。

この届書は「従業員を採用した場合」、[60歳以上の方で退職後に継続して再雇用した場合]にご提出いただくものです。

記入方法

提出者記入欄：健康保険被保険者証の記号、厚生年金保険事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。

健康保険被保険者証の記号	0	1	2	3															
厚生年金保険事業所整理記号・事業所番号			0	1	-	イ	ロ	ハ			1	2	3	4	5				

②氏名：氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③生年月日：年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

生年月日	年	月	日																
	6	3	0	5	0	3													

④種別：該当する番号を○で囲んでください。

⑥個人番号（基礎年金番号）：本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。個人番号を有していない場合は、「⑩住所」に居所等を記入の上「1. 海外在住」「2. 短期在留」「3. その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3. その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を左詰めでご記入ください。

⑦取得（該当）年月日：適用事業所に使用されるに至った日（事実上の使用関係が発生した日）、（70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日）、その使用される事業所が適用事業所となった日等をご記入ください。

⑧被扶養者：健康保険の被扶養者がある場合は「1. 有」を、ない場合は「0. 無」を○で囲んでください。「1. 有」の場合は「被扶養者（異動）届」の届出が別途必要です。

⑨報酬月額：「㊦（通貨）」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭（通貨）で支払われるすべての合計金額をご記入ください。
※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。
※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。
※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。

「㊧（現物）」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭（通貨）以外で支払われるものについてご記入ください。現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額（食事・住宅については都道府県ごとに定められた額、その他被服等は時価により算定した額）をご記入ください。

⑩備考：該当する場合に番号を○で囲んでください。
「1. 70歳以上被用者該当」は、被用者が70歳以上の方の場合に、○で囲んでください。
在職中に70歳に到達した場合は、この届書ではなく「70歳到達届」（資格喪失届・70歳以上該当届）をご提出ください。（厚生年金保険のみ）
「2. 二以上事業所勤務者の取得」に該当する場合は、資格取得日から10日以内に、被保険者が「被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を提出する必要があります。
「3. 短時間労働者の取得（特定適用事業所等）」は、短時間労働者に係る資格取得届を提出する場合に○で囲んでください。
「4. 退職後の継続再雇用者の取得」に該当する場合は、この届書とあわせて「被保険者資格喪失届」の提出が必要です。

⑪住所：住民票住所をご記入ください。なお、日本国内に住民票（個人番号）を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入の上「1. 海外在住」「2. 短期在留」「3. その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3. その他」に○をした場合は、その理由をご記入ください。※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、住所の記入は不要です。

添付書類

- ・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合
就業規則および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー

お知らせ

- ・「短時間労働者」とは、国・地方公共団体・特定適用事業所等において使用される、以下の全ての要件を満たした場合に被保険者となります。
ア. 週の所定労働時間が20時間以上であること。
イ. 雇用見込期間が1年以上であること（雇用期間が1年未満であるが、雇用契約書等でその契約が更新される旨または更新される場合がある旨明示されている場合を含む）。
ウ. 賃金の月額が88,000円（年額106万円相当）以上であること。ただし、①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）および1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、②所定時間外労働等に対して支払われる賃金（割増賃金等）、③最低賃金法において算入しないことを定める賃金（精進手当、通勤手当および家族手当）を除く。
エ. 学生でないこと。
※上記ア～エの要件を満たしていても、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の従業員については、「短時間労働者」には該当いたしませんので、一般の被保険者として資格取得することとなります。

・70歳以上の方について提出する場合は、「⑩備考」欄の「1. 70歳以上被用者該当」を○で囲んでください。
・次の場合は下記の別様式での届出をお願いします。（厚生年金保険のみ）
従業員等が在職中に70歳に到達した場合 → 「70歳到達届」（資格喪失届・70歳以上被用者該当届）